

さつま町一般住宅入居者募集案内（随時）

募集の注意事項が書いてあります。申込書を書く前に必ずお読みください。

1 募集する住宅

（１） 【一般住宅】《募集戸数 １戸》

団地名 (地区名)	号 数	構 造	建設 年度	家 賃		間取り	備 考
				一般階層	裁量階層		
不堂団地 (中津川)	8	木造 平屋	H3	15,200 円 ～ 22,600 円	28,300 円 32,700 円	3DK (6・6・洋)	浄化槽

2 申込資格

- ① 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
※持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
※公営住宅（町営住宅）に入居されている方は原則として申込みできません。
但し、婚姻等で世帯分離される方は除きます。
- ② 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
※入居可能日から起算して、１か月以内に婚姻予定のある方を含む。
※離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
※家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ③ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員でないこと。
- ⑤ 世帯全員の収入が一定の基準以下であること。

3 申込みの方法

申込みは別紙の

- ① 一般住宅入居申込書
- ② 連帯保証人予定者調書
- ③ 世帯状況等申告書
- ④ 健康保険証（入居希望者全員分）
- ⑤ 令和8年度所得課税証明書か源泉徴収票（本人、配偶者及び収入のある方全員分）
（町内居住の方で本人、同居予定者全ての個人番号を記入の上、書類の調査を職員が行うことに同意した場合は諸略できますが、申込月が1月から6月の場合、源泉徴収票が必要になります。）
- ⑥ 税の滞納がない証明書（完納証明書）又は非課税であることを証明する書類
（滞納のない証明書等が発行できない場合は、「納税証明書（直近3か年度分）」で可。）
- ⑦ 住民票謄本
（入居予定者全員分のもので、本籍・筆頭者・続柄が記載されたもの。）
- ⑧ 確約（誓約）書
（入居予定者が暴力団員でないという確約書）
- ⑨ 確約書
（公民会加入の確約書）

※公的書類は、発行後概ね3か月以内のもの。
を添えて申し込んでください。

（1） 入居予定者になられた方で、次の各項目に該当される方は、上記の書類の他にそれぞれ次に記載された書類をご提出いただきます。

- ① 世帯員に障害者のある方
→身体障害者手帳又はそれを証明できる書類等
- ② 令和8年1月2日以降に就職、又は勤務先の変更があった方
→給与収入証明又は給与額が確認できる書類
- ③ 令和8年1月2日以降に退職された方
→離職（予定）証明書又は雇用保険被保険者離職票
- ④ 生活保護受給中の方
→生活保護受給証明書
- ⑤ 婚約証明書
→申込み時点で婚約中の方（入居申込書裏に有り）

4 敷金について

入居予定者は、月額住宅使用料の3か月分である敷金を入居予定前日までに納付していただきます。

6 連帯保証人

入居予定者は、入居手續の際に、**連帯保証人を1名**たてていただきます。

連帯保証人は、原則としてさつま町内に居住し、入居者と同程度以上の収入があり、独立して生計を営む方になっていただきます。

未成年者や税金等の滞納がある方、他の公営住宅等に入居されている方は不適格となりますので注意してください。

※ **連帯保証人は**、入居者と連帯して住宅使用料やその他の費用負担等について責任を負います。したがって、入居後に住宅使用料の滞納等が発生した場合は、**入居者と同様に債務を弁済する義務を負う**と同時に**入居者の履行すべき義務について同じ責任が生じます**。

※ **暴力団員**である方は、**連帯保証人にはなれません**。

7 入居予定者の決定

申込者全員について「一般住宅入居申込書」の記載事項を審査のうえ受理し、必要な場合調査を行います。別途、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

8 注意事項

- (1) 一般住宅では、犬・猫その他の鳥獣類の飼育や餌付けは禁止されています。
- (2) 入居申込書の記載内容が事実と相違していたり、2か所以上の住宅を重複して申込されたりしますと無効になります。
- (3) 入居者は、住宅使用料（家賃）の他に公民会費等の負担があります。
- (4) 入居後、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団員となったことが判明した場合は、退居していただきます。
- (5) 各団地にはその地区の公民会があります。団地や地域住民と連携して公民会活動にも積極的に参加しましょう。
- (6) 退居時には、ふすま・畳・障子の修繕費用をご負担いただきます。

9 個人情報の取扱いについて

この提出書類により取得した個人情報は、次の利用目的以外には利用いたしません。

- (1) 一般住宅の入居資格等の審査に関すること
- (2) 一般住宅の選考及び入居手続きに関すること
- (3) 一般住宅入居後の管理に関すること
- (4) 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること

【お問い合わせ先】

さつま町役場 財政課 管財契約係

電話 0996-24-8921(直通)